

輸出し若ハ輸入しタル者ハ一年以下  
ノ重禁錮若ハ二百圓以内ノ罰金ニ處  
ス

附則

本令ハ明治三十五年十一月 日ヨリ之  
ヲ施行ス

稅務監督局稅務署及專賣局職員特別  
任用ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
シムコトヲ請フ

明治三十五年十二月九日

内閣總理大臣伯爵桂 太郎

勅令第 號

第一條 明治三十二年勅令第百八十三

號ニ依リ任用セラレタル臨時沖繩縣

土地整理事務局書記ニシテ現ニ其ノ

官ニ在ル者及廢官ニ係ル者ハ稅務監

督局稅務署及專賣局ノ判任官ニ任

用スルコトヲ得但シ同令第三條第一

項ニ依リ任用セラレタル者ハ其ノ勤

續年數ヲ通算シテ明治二十六年勅令

第百九十六號第二條ヲ適用スルコト

ヲ得

第二條

臨時沖繩縣土地整理事務局助

手ニシテ明治二十六年勅令第百九十

六號第一條ニ依リ稅務監督局稅務署

及專賣局ノ判任官ニ任用セラレタル

者ハ其ノ勤績年數ヲ通算シテ同勅令

第二條ヲ適用スルコトヲ得

明治三十六年五月

